提出先	広阜市
	(五田) 13

# 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 2 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

### 1 基本情報<共通>

フリガナ	ヒロシマチュウオウホケンセイカツキョウドウクミアイ									
法人名	広島中央保健生活協同組合									
	〒 733−0031	733-0031								
法人所在地	広島市西区観音町16−19									
フリガナ	ヒラシマ タカトシ	ヒラシマ タカトシ								
書類作成担当者	平嶋 隆利									
連絡先	電話番号 082-29	)2-3179 FAX番号	082-232-3822	E-mail	t-hirashima@hch.coop					

ı	【本計画書で提出する加算】	※加質タをチェックすること
	(本計画書で作出する川具)	- 人川具有をナエッフリのこと。

☑ 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(特別加算)を含む。

### 2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

### (1)福祉・介護職員処遇改善加算または福祉・介護職員処遇改善特別加算のみの場合

(1) 個位・月 後戚貝処理以普加昇よどは個位・月 後戚貝処理以普付別加昇ののの場合												
① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別	┃ -※ 別紙様式2-2のとおり										
② 処遇改善加算の算定対象月	A M	<b>ЛЦТЖ</b> -	L, Z	207	_039							
③ 令和 2 年度処遇改善加算の身	已込額										7,078,680	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること) 7,987,213 円							円				
i )処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉·介護職員の賃金の総額(見込額)								83,478,916	円			
ii)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)							円					
(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の紙	総額										83,478,916	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(イ)前年度の処遇改善加算の総額 2,338,698							円				
(ウ)前年度の <u>特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額</u> (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)							円					
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額 5,648,515 円							円					
⑤ 賃金改善実施期間	令和	2	年	4	月	~	令和	3	年	3	月	

### 【記入上の注意】

- ・<u>処遇改善加算または特別加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)口、5の記載は不要である。</u>また、処遇改善加算( $\mathbf V$ )または特別加算のみの計画である場合は、上記に加え、3、4も記載不要である。
- ・④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・④ ii )(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・④ ii )(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)						
① 算定する処遇改善加算の区分	────────────────────────────────────					
② 処遇改善加算の算定対象月	一					
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見	1.078,680	円				
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	円				
i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行 (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の		円				
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を 0	円				
「(ア)前年度の <u>経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)</u> の賃金の総額						
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		円				
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の	D職種(C)に支給された額を除く)	円				
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額						
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月					

## 【記入上の注意】

- ・④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ i )(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、<u>処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無い</u>が、特定加算との兼ね合いにより<u>便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較</u>するものとする。
- ・④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額は 含まないこと。
- ・④ ii )(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ・ ④ ii )(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3	3) 福祉•介護職員等特定処遇改善加	<b>』</b> 算							
1	算定する特定加算の区分								
2	処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様	式2-3のとおり	1.2	別紙2-	2のとおり	J		
3	特定加算の算定対象月								
4	) 令和 2 年度特定加算の見込額	頁(g)					0	円	
(5)	) 賃金改善の見込額(i-ii)		(右欄の額は④欄の	額を	上回ること)		0	円	
	i )特定加算の算定により賃金改善を行った			円					
	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等る 除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		0	円					
	「(ア)前年度の賃金の総額							円	
	(イ)前年度の処遇改善加算の総額							円	
	(ウ)前年度の特定加算の総額							円	
	(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者	者等の独自の賃金改善	額					円	
6	)平均賃金改善額		経験・技能のあ 障害福祉人材(		他の障害福	a祉人材(B)	その他の職	₹種(C)	
	i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く			円		円		円	
	ii )前年度の常勤換算職員数(i)	7.007		人		人		人	
	iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数	数(j)		人		人		人	
	iv )前年度のグループ毎の平均賃金額(月	額)【基準額3】(h)/(i)	#DIV/0!	円	#DIV/	′0! 円	#DIV/0!	! 円	
		のみ実施	#DIV/0!	円					
	v ) グループ毎の平均賃金改善額   (月額)(g)/(j)/(k)		( #DIV/0! 円	)					
	※予定している配分方法について選	及び(B)を実施	#DIV/0!	円、	#DIV/				
	択すること。(いずれか1つ)   ※当該年度の特定加算の見込額と前	( #DIV/0! 円 )  (B)(C)全て実施	( #DIV/0! 円 #DIV/0!	I ) —— 円	( #DIV/	0! 円)  ′0! 円	#DIV/0!	! 円	
	より算出した職員数から算出した一人		#DIV/0! 円			0. 门)	#DIV/0!		
	当たり配分額(月額)。(括弧内はグレループ毎に配分可能な加算総額(年 編割))	記以外の方法で実施		円		円		円	
	<b>領</b> //	( 0円)	( 0円	)	(	0 円 )	( 0	円)	
	月額平均8万円の賃金改善となる者又はこ			L	人(見)				
	(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)								
	小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。								
	□ □ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 □ □ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化								
	□ することが必要であり、規程の整備や □ マの#/	研修・実務経験の蓄積な	どに一定期間を要	するた	:め。				
(7)	L	令和 年	月 ~	令:	ŧΠ	年	月( <i>t</i> :	<sup>)</sup> か月)	
0	X = X D X //B/MIH/W	17114 —	/1	13,	14		7-1 ( ).	71 /	

### 【記入上の注意】

- (2)⑤ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業 主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、<u>処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載</u>すること。
- ・(2)⑤ ii )(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)⑤ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・(2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑥iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算 方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

# (4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護	<b>護職員処遇改善加算</b> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	就業規則の見直し 🗸 賃金規程の見直し ここその他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容)
具体的な取組 内容	・処遇改善加算手当を勤務時間により1時間あたり68円支給する。 ・非常勤職員のうちパートヘルパーに1ヶ月あたり処遇改善手当として500円支給する。
	<ul><li>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。</li><li>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</li></ul>
	※前十度に使出した計画者から変更がある場合には、変更画がと下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 ( ☑ 実施済 □ 予定 )
	(工正収配の開始時期) 十次 24 年 4 月 ( ) 美胞海 □ アル )
ロ 福祉・介護! 経験・技能の ある障害福祉 人材の考え方	<b>職員等特定処遇改善加算</b> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔)  変更なし
 賃金改善を行	(A)経験・技能のある障害福祉人材 (B)他の障害福祉人材 (C)その他の職種
う職員の範囲	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)
賃金改善を行 う給与の種類	基本給       手当(新設)       手当(既存の増額)       賞与       その他
具体的な取組 内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他( (賃金改善に関する規定内容)
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 年 月 ( □ 実施済 □ 予定 )
ハ 各障害福	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
独自の賃金改 善の具体的な 取組内容	・嘱託職員のうち常用ヘルパーの月額本俸を1人あたり38,000円(ヘルパー2級)、40,000円(ヘルパー1級)、41,000円(介護福祉士) 増額する。
独自の賃金改 善額の算定根 拠	・(41000円×7名+38000円×1)×12か月(毎月給与)+(41000円×7名+38000円×1)×賞与3か月=4,875,000・・・A・上記Aの487万5千円に対する法定福利費=773,515円・・・B・A+B=④の(2)の(エ)=4,875,000+773,515=5,648,515円

## 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

_									
++	リフ	アパス要件 I 次のイからハま	での	す	くての基準を満たす。	加算 Ⅰ・Ⅱ の場合は必ず「該当」 ☑ 該当			
	ト	福祉・介護職員の任用における	る職	位、	職責又は職務内容等の要件を	- を定めている。			
		イに掲げる職位、職責又は職務	务内	容等	等に応じた賃金体系を定めてに	<b>い</b> る。			
	/\	イ、口について、就業規則等の	ての福祉・介護職員に周知している。						
++	・リア	アパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の	の基	準で	<u>を満たす。</u>	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」✓ 該当			
	イ 福祉·介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉·介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な 画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。								
						って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するととも 価を行う。 ※当該取組の内容について下配に記載すること			
	イの実現のための具体的な 取組内容 (該当する項目にチェック(✔)			1	添付資料の通り、年4回の全体で ている。	学習会の実施。毎月全職員集めて計画的な学習・研修会を実施し			
		した上で、具体的な内容を記			資格取得のための支援の実	施 ※当該取組の内容について下記に記載すること			
	載)				年1回県内3生協合同(広島中央 習を実施している。介護福祉士町	は保健生協、広島医療生協、生協ひろしま)で介護福祉士実務者講 取得者については資格取得に関する研修費用を還付している。			
		イについて、全ての福祉・介護	職員	に	- 周知している。				
++	リフ	アパス要件皿 次のイとロ両:				加算 I の場合は必ず「該当」 🗸 該当 🗌 非該当			
	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組   みを設けている。								
			~	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」など	らに応じて昇給する仕組みを指す。			
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック( <b>ノ</b> )すること。)					修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介 者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。			
				3	一定の基準に基づき定期に昇総 ※「実技試験」や「人事評価」など 基準や昇給条件が明文化されて	ごの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価			
	П	イについて、全ての福祉・介護	職員	に	 周知している。				
	=			7 6 8	1 # 11 /0 # 6 E 11 11 / E = ±h; -:				

、※要件皿を満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には 速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

### 4 職場環境等要件についてく共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) <a>✓</a> 変更なし</a>

### 【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✔)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリア パスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

#### 【特定加算】

▼成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全でにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、全れぞれ1つ以上の取組を行うこと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
	動きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
資質の向上	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	その他:
	<ul><li>✓ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入</li></ul>
	✓ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	☑ ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による 福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
労働環境•	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
処遇の改善	✓ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	✓ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	その他:
	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等))
7.0 Hb	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
その他	✓ 非正規職員から正規職員への転換
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	▽ 職員の増員による業務負担の軽減
	□ その他:

## 5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔)	赤田が
次削平及に使山しに計画書の記載内谷から変更かない場合は  変更なし」にアエック(V)	変更なし

実施している周知方法について、チェック(✔)すること。

ホームページ	□ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/ □ 掲載予定
への掲載	自社のホームページに掲載	/ □ 掲載予定
その他の方法	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/ □ 掲載予定
による掲示等	□ その他(	) / □予定

## 6 届出に係る根拠資料についてく共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
✓ キャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
受働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管している ことを誓約します。

 令和
 2
 年
 4
 月
 10
 日
 法人名 広島中央保健生活協同組合

 代表者
 職名
 代表理事
 理事長
 氏名
 藤原
 秀文